# 食品添加物表示制度に関する検討会 第5回議事録

消費者庁食品表示企画課

## 第5回食品添加物表示制度に関する検討会 議事次第

日 時:令和元年9月20日(金)13:00~15:06

場 所:田中田村町ビル8階新橋会議室8 E

- 1. 開 会
- 2. 食品添加物表示の表示方法の考え方
- 3. 閉 会

○西島座長 定刻となりましたので、第5回「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況ですが、御欠席なしとなっております。

それでは、カメラ撮影のみの方がいらっしゃるようであれば、こちらで御退席をお願いいたします。傍聴登録済みの方は、傍聴席へお移りいただきますよう、お願いいたします。 続いて、事務局から、本日お配りしている資料の確認をお願いします。

○食品表示企画課課長補佐 事務局より資料の確認をさせていただきます。

前回に引き続きまして、本日の検討会資料は、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を 図る観点から、事前に消費者庁ウェブサイトに掲載しており、傍聴者の皆様には会場で資料を配布しておりません。委員の皆様だけの配布になりますので、御理解・御協力よろし くお願いいたします。

本日の資料です。

議事次第、座席表。

資料1として、第4回検討会の資料2「論点の整理」に関して、前回の御議論を踏まえて事務局で修正した資料。

資料2として、第4回検討会において、大熊委員よりコメントがありました、個別論点 を検討するに当たっての留意事項をまとめた資料。

資料3として、消費者庁説明資料。

このほか、上田委員提出の「第5回検討会開催にあたっての意見」、武石委員提出の「無添加、不使用表示について」、森田委員提出の「論点3 「無添加」、「不使用」表示の在り方」についての意見」。

以上が資料です。過不足等ございましたら、事務局の方にお申し付けください。

それから、本日も、この検討会に厚生労働省の医薬・生活衛生局の食品基準審査課から 中矢補佐に、また食品表示全般の執行を所管している表示対策課より木村食品表示対策室 長にオブザーバーとして、お越しいただいております。よろしくお願いいたします。

また、今回も、前回と同じ会場であり、音響設備も同じですので、委員の皆様、大変恐縮ですが、御発言の際はマイクを近づけての御発言をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、西島座長にお願いします。

○西島座長 改めまして、皆様、本日もよろしくお願いいたします。

論点3の議論に入る前に、事務局から提案があるとのことですので、事務局、よろしく お願いいたします。

○食品表示企画課長 前回の検討会で、論点1、2に関しまして、資料の不足や、議論が しづらいとの御意見を多数いただいたところでございます。追加資料を可能な範囲で用意 していこうと思っておりますので、次回以降の検討会の場で、改めて論点1と論点2につ いて御議論いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、前回の検討会で御意見のあった生鮮食品については、次回以降のいずれかの回で

資料を準備いたしまして、その場で提出したいと思っております。

○西島座長 論点1、2については、前回検討会で、他に意見があれば意見を提出してくださいと私は申し上げましたが、事務局の方で追加の資料が準備出来るのであれば、次回 以降で多くの意見を頂きたいと思いますので、事務局提案に座長として賛成したいと思います。皆様、いかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の検討会の進め方ですが、まず最初に、前回検討会の議論を踏まえ、事務局で修正を加えた論点の整理に関する資料の説明をお願いします。次に、2番目としまして、個別論点を検討するに当たっての留意事項をまとめた資料の説明をお願いします。最後に、論点3、「無添加」、「不使用」の表示の在り方について御議論いただきますが、その前に事務局から資料3を用いて、議論を行うに当たって必要となる現行のルール等について説明を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、前回の検討会で、文部科学省の資料を引用した箇所について質問があったと記憶しておりますので、それに関する回答が出来るようでしたら、併せてお願いしたいと思います。

なお、上田委員、武石委員、森田委員からの提出資料については、事務局説明の後に、 それぞれ時間を5分程度取って、説明を簡潔にお願いしたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

以上が本日の流れになります。

それでは早速、資料1から3について、事務局より説明をお願いします。

○食品表示企画課課長補佐 では、資料1を御覧ください。

こちらは論点整理の資料です。前回の検討会での御指摘を踏まえまして、修正した箇所 を申し上げます。

まず、論点1のタイトルですけれども、前回の資料では「一括名表示(簡略名、類別名 含む)の在り方」としていましたけれども、一括名表示と簡略名による表示、類別名によ る表示は、それぞれ認められてきた背景も異なりますから、このタイトルの記載を変更し て、「一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方」と修正しております。

また、前回の資料では、2ページ目以降の各論点のそれぞれのところで、ヒアリング等で挙がった意見を掲示しておりましたけれども、それぞれの論点について、もっと多くの意見があり、もっと丁寧にまとめてほしいという御指摘もございましたので、この論点整理の資料においては、挙がった意見を幾つかのみ載せることはせずに、改めて、それぞれの論点を御議論いただくときに、挙がった意見をまとめて提出させていただきたいと思います。ですので、この論点整理の資料では、挙がった意見は載せておりません。資料1については、以上です。

続きまして、資料2を御覧ださい。

前回の検討会で大熊委員から、表示制度を考える上で、小規模事業者への配慮という御意見もありました。また、事務局の方から、現状の添加物に関する表示、こちらは選択の

ためということを申し上げております。ただ、そもそも食品表示というのは消費者への情報提供のためにあるものです。こういった内容は、食品表示法第3条の基本理念にまとめられております。したがいまして、この基本理念の条文を引用しまして、今回の検討会で議論する際の留意事項に該当する部分に下線を引いております。

まず、自主的かつ合理的な選択の機会の確保であること。それから、消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重。それから、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響、食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮。この下線部分を、この添加物の表示を議論する上での留意事項とさせていただいております。

資料2については以上です。

それから、資料は配布しておりませんので、委員の皆様、プロジェクターの方を御覧いただければと思います。前回の検討会で配布しております資料1-1の学校給食衛生管理基準におきまして、「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤」といった記載がありますが、その「有害な」というのがどこにかかるのかという御質問がございました。これにつきまして文部科学省の方に問合せしたところ、「有害な」という言葉は「食品添加物」にかかっておりますという回答をいただいております。

文部科学省のこの質問に対する回答は以上です。

続きまして、資料3を御覧ください。

これから、「無添加」、「不使用」といった添加物を含まない旨の表示について御議論いただくに当たりまして、含まない旨の表示に関する現状のルール、これまでに挙がった意見のまとめ、それから、考え方を整理した対応案等をこの資料3の中で示しております。

1枚おめくりください。

このページは目次になります。

1枚おめくりください。

右下にページ番号を振ってあります。2ページ目の資料は、含まない旨の表示に関する 食品表示基準の条文を示しています。

こちらは添加物に関する記載ではありませんが、糖類、ナトリウム塩に関して、任意表示として食品表示基準第7条で、それぞれの要件を満たす場合には、添加していない旨を表示できる旨、これを規定しております。

次に、この表の下のところですけれども、表示禁止事項を規定した食品表示基準第9条、 こちらも現状のルールとして記載しています。少し紹介させていただきますと、第9条第 1項第1号のところで、実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させるような用 語。

それから、第2号で第3条、横断的な義務表示事項、それから、第4条、個別の食品ご とに定められている義務表示事項の規定により、表示すべき事項の内容と矛盾する用語。

それから、第9条第1項第3号から第12号は添加物に関わる部分ではないので、ここは略とさせていただいておりますけれども、第13号のところで、その他内容物を誤認させる

ような文字、絵、写真その他の表示が禁止事項となっております。

1枚おめくりください。

こちらは、「無添加」等の表示に関する食品表示基準のQ&Aです。

まず、加工-232に、先ほど紹介しました基準第7条で糖類、ナトリウム塩不使用表示に関して、解釈するQ&Aになっていますけれども、糖類、ナトリウム以外であっても、事実であれば「無添加」の表示は可能ですかという質問に対して、糖類、ナトリウム以外については規定がないので、事実であれば可能という答えをこのQ&Aの中で記載しております。

それから、本検討会でこれまで、廃止等の様々な意見があったQ&Aの加工-90ですけれども、この記載は、同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、「不使用」等の表示が可能としていることや、加工助剤として使用される添加物がある場合は、「不使用」の表示ができないこと。それから、単に「無添加」と表示すると不明確なので、具体的に表示することが望ましいこと。こういった内容が加工-90には記載されております。

それから、Q&Aの加工-281には、食品表示基準第9条、表示禁止事項の解釈を示しているものですけれども、特に添加物に関しましては、添加物を使用した食品に「無添加」と表示することは、表示内容と使用実態が矛盾しますので、表示を禁止しますということを示しております。

1 枚おめくりください。これまでの検討会で、これから公正競争規約を改正し、「不使用」等の表示を自主的に規制するといった御意見もございました。一部の公正競争規約の中では、添加物不使用等の表示に関する規定があります。

例として、ドレッシング類の表示に関する公正競争規約と施行規則の抜粋を紹介させて いただきます。

まず、公正競争規約の第5条で特定用語の使用基準を規定しておりまして、「無添加」 又はこれに類似する用語という記載があり、それについて、施行規則のイになりますけれ ども、添加物に係る表示については、当該食品添加物について、食品衛生法に定める添加 物(栄養強化の目的で使用されるもの、キャリーオーバー及び加工助剤に該当するものを 含む。)、こういったものを一切使用していないことが確認できる場合は、特定用語の使 用が出来ますという記載があります。

それから、この表の下になりますけれども、不当表示の禁止というところでは、隣の施行規則の方に目を移していただいて、単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明瞭でない表示。それから、特定の添加物を使用していないだけであるにもかかわらず、他の又は一切の添加物が無添加であるような表示。こういった内容を禁止していることを公正競争規約の中で定めております。

この他、添加物の不使用に関する表示に関して、公正競争規約で定めているものは、この表の下に「豆乳類の表示に関する公正競争規約」、「もろみ酢の表示に関する公正競争規約」とか、ここに挙げています。これらの抜粋に関しまして、説明は割愛させていただ

きますけれども、この資料3の16ページから22ページに、それぞれの規定の「不使用」表示に関する抜粋部分を載せてあります。

公正競争規約については以上です。

1枚おめくりください。

こちらの資料では、添加物を含めて、特定物質の「不使用」に関する表示について、コーデックスでは、強調表示に関するガイドラインの中で、その「不使用」の表示に関する記載がありましたので、参考として紹介させていただきます。

今、日本国内で添加物を含まない旨の表示は、食品表示法上、強調表示という位置付けをしているものではなく、事業者の方で任意で行っているものです。ただ、参考となるものとして、国際的なルールの中では、この強調表示に関するガイドラインの中に「不使用」に関する記載がありますので、こちらを引用させていただいております。

まず、このコーデックス一般ガイドラインの中では、一般原則としまして、いかなる食品も、虚偽の、誤認させる若しくは欺く方法によって、又はその特性に関して誤った印象を与えるおそれのある方法によって、記載又は提示されてはならないという原則が一般原則で示されています。

それから、食品を販売する方は、当該食品への強調表示の妥当性を実証できなければならないことが示されています。

それから、その下に、条件付き強調表示としまして、食品に特定の物質が含まれていないこと又は添加されていないことを強調する強調表示は、当該強調表示が誤認させることのないものであって、aからdの4つの条件を満たす場合には、そういった表示も可能ですよということが示されております。

コーデックス関連は以上です。続いて、この表の下にありますけれども、前回、机上配布させていただきました昭和62年の添加物表示検討会報告書の中でも、添加物不使用に関して言及された部分があります。その報告書の記載をそのまま、この資料には載せてありますけれども、このときの意図としましては、当時の表示の規制対象が、今で言う指定添加物である。つまり、化学的合成品たる添加物が主とされていました。この当時は、既存添加物、当時で言う天然添加物は表示は求められていなかったので、天然添加物を使ったにも関わらず、「無添加」の表示をすることは、国民の信頼を損なうということで好ましくなく、十分な指導が行われるべきといったことが、この報告書の中でも言及されております。

1枚おめくりください。

これまでの検討会におきまして、添加物である、例えばグルタミン酸や核酸の代替として酵母エキスといったものが使用されているといった意見が挙がっておりました。食品表示基準のQ&Aの中で、加工-75で、通常食品であるものを添加物目的で使用した場合は、添加物として表示すること。いわゆる一般飲食物添加物の扱いをして、添加物として表示することをQ&Aの中では示しております。

このQ&Aの参考になるものとして、平成19年の通知ですけれども、硝酸塩を含む白菜エキスを発色目的で食肉製品に使用した場合は、その白菜エキスについて、発色剤として表示するといった見解が示されています。つまり、今まで挙げられた添加物の代替となるグルタミン酸の代わりに酵母エキスを使うといったものを、添加物の効果を期待して使用する場合には、今の食品表示基準で言う、スラッシュの後に添加物として酵母エキスを表示するといった方法も考えられます。

ただ、この一般飲食物添加物に該当するものを食品として使用するか、それから添加物として表示するかの判断というのは、あくまで添加物を使用する事業者の判断に委ねられるものであることは申し添えておきます。

#### 1枚おめくりください。

先ほどまでの資料は、現状のルールだったり、国際的なルールについての紹介でした。この7ページの資料は、これまでの検討会で挙がった主な意見をまとめたものです。発言の内容から、事務局の判断で、ヒアリングに御協力いただいた方々、それから委員の皆様の意見を大きく5つに分類しております。こちらに記載したものは、発言の趣旨が変わらないと思われる程度に、言い回しは少し変えてありますことを御了承ください。

これまで皆様から多くの発言が挙がっております。その内容につきましては、この資料の23ページ目以降に、第3回目までの検討会ですけれども、第1回から第3回までに挙がった意見、それは各検討会で誰々委員がこういった発言をしていますよというのは全部付けております。こちらの説明は割愛させていただきます。

また、この7ページの資料についてですけれども、上から順に、禁止に関するもの。この禁止に関しましては、「無添加」、「不使用」表示は不要と言われた意見もこの中に含めておりますけれども、その禁止に関する御意見というのは、優良誤認を招くので禁止。それから、保存料不使用と表示していても、日持ち向上剤などが使われていることがあるので禁止。それから、化学調味料という言葉を含めて、「無添加」表示は誤認を招くので禁止といった御意見が挙がっております。

次に、「不使用」に関することを基準で明確化するといった御意見はどんなものがあったかと申しますと、添加物に対する誤解を解くためにも、安易に「不使用」表示をさせないための基準の明確化。それから、「無添加」、「不使用」表示は要らないけれども、「無添加」にしている、「不使用」にしている事業者がアピールできるようなものを作るのならいいのではないかといった御意見がありました。

それから、先ほど紹介しました食品表示基準Q&Aに関連した御意見としまして、Q&Aの加工-90の廃止、一方でQ&Aの充実といった御意見もありました。さらには、こういったQ&Aも含めて、現状のルールが徹底されていないことが問題だといった御意見もありました。

それから、現状を維持して規制強化に反対する意見もありました。その御意見としましては、添加物ではない食品など、他のものを使った場合にまで「不使用」の表示を規制することに関しては、違和感があるといった御意見がありました。

それから、この「不使用」の表示に関して、自主的な取組を進めるといった意見もありました。その自主的な取組を進めることに対して、委員の方から、それは有意義なことですねといった発言もありましたし、実際に「不使用」等の表示について内規を設けて自主管理しています。ただ、内規は作っているけれども、食塩、砂糖といったものにも加工助剤として添加物が使用されることもあるので、「無添加」表示ができる食品は、実質ないだろうといった御意見もあったので、この5つの分類の中に主な意見としてまとめさせていただいております。

1枚おめくりください。

8ページ目の資料は、平成29年度に消費者庁で実施しました消費者意向調査の結果の抜粋となります。食品添加物の「不使用」に関する質問をしておりますので、その結果を紹介させていただきます。

まず、食品を購入する際に、例えば「人工甘味料無添加」とか「保存料」を使用していませんといった、添加物に関する使っていないといった表示を購入の際に参考にしますかという質問に対しては、約半数の方が参考にしていて、残りの半数の方は特に気にせず購入しているという状況です。

その質問で、「不使用」の表示を参考にしている方、半分の約5000人の方に、何でその「不使用」の表示を参考にしているのですかという質問をしたのがQ69で、その理由として、多数の方が「安全で健康に良さそう」という回答をしています。それから、「合成や人工という表示があると購入を避けてしまう」といった御意見も挙がっていました。

1枚おめくりください。

引き続き、消費者意向調査の結果の資料ですけれども、問70で、「〇〇不使用」とか「 $\triangle$  無添加」といった表示について、どう思うかと聞いた結果です。その〇〇や $\triangle$  といった特定のものを使用していないことをちゃんと理解していますという方が4割強。一方で、〇〇や $\triangle$  不使用と書いてある表示について、特定の添加物だけでなく、添加物を全く使用していないという印象を受ける方は17.8%ほどいる状況です。それから、「他の同様の商品と比較すると使用している添加物が少ない印象を受ける」といった回答をされた方が36%ほどいる状況です。

1枚おめくりください。

これまでの検討会の中で、「化学調味料」とか「無塩漬」といった言葉が挙がっていました。こういった言葉が、今まで行政の中でどういった形で使われてきたかを調べてみたところ、例として、ハム類の日本農林規格の中に、まず「化学調味料」という言葉がありました。昭和48年の告示になりますけれども、その告示の中では、当時の食品衛生法施行規則別表第2に記載されている添加物であって、別表第5に書いてあるものを除いたもの。食品の味を調整するために使用したものに関しては、「化学調味料」として記載してくださいといったものが告示の中で示されております。

どういったものが該当してくるかと申しますと、まず、除かれる別表第5のほうから説

明しますけれども、当時の別表第5に掲げられていたのは、人工甘味料でサツカリン、合成着色料の食用赤色102号とか食用黄色4号、それから合成保存料だったり、酸化防止剤といったものが記載されておりまして、その中で明らかに味を調整するために使用されるだろうと考えられるのは、人工甘味料のサツカリンが該当してきます。

そこから、今度は別表第2に記載されている添加物を幾つか抜粋していますけれども、 当時の別表第2には、グルタミン酸ソーダ、食用赤色102号、ビタミンC。下線を引っ張っ ていますけれども、グルタミン酸ソーダ、アラニン、クエン酸ソーダといったものは、味 の調整に使用されるだろうと思いまして、そうなると、この線を引っ張ったサツカリンを 除いたグルタミン酸ソーダ、アラニン、リンゴ酸といったものを使った場合は、化学調味 料と表示するような規定が当時の告示に記載されておりました。また、この告示では、使 用可能な添加物を規格と絡めて制限しております。

ただ、それから少し時間が経って、平成2年の告示の中では、平成元年に、食品衛生法に基づいて添加物の表示方法が定められたところですので、その内容に従ってだと思いますけれども、告示の改正が行われまして、「化学調味料」という記載はなくなり、「調味料」という記載に変わっております。したがいまして、現在の食品表示基準におきましても、「化学調味料」という用語は基準上には存在していません。

また、参考ですけれども、食品衛生法ができた当初、昭和23年の食品衛生法施行規則の中では「合成調味料」という言葉がありまして、溶性サツカリン、グルタミン酸ソーダ、酢酸、ヅルチンの4種類のものが合成調味料に分類されていました。ただ、この「合成調味料」という言葉も、昭和32年の省令改正においてなくなっております。これまでの検討会の中では、アンケート対象の6割以上の方は化学調味料が何であるか分からないという回答があったということがヒアリングの中で言われております。

#### 1枚おめくりください。

先ほど説明しました消費者意向調査の中で、「人工」、「合成」の用語があると購入を避けてしまうという回答が25%ほどありました。現行の食品表示基準の中では、甘味料に「人工」、「合成」の用語が規定されております。それから、保存料、着色料、香料に「合成」の用語が存在しています。ただ、ちょっと古い通知ですけれども、昭和63年当時の天然添加物の表示に関して、化学的合成品たる添加物と差異を設けないこととしており、添加物表示における「天然」又はこれに類する表現の使用は避けることとされています。この考え方は、現在の食品表示基準の通知にも踏襲されておりまして、添加物の表示においては、いずれの場合においても「天然」又はこれに類する表現の使用は一切認めないとしております。

#### 1枚おめくりください。

第3回の検討会、事業者ヒアリングの中で、無塩漬ソーセージの表示について幾つか意 見が挙がっていました。無塩漬ソーセージ、こちらは昭和52年の告示の中で示されている 塩漬を行っていないソーセージですけれども、この無塩漬ソーセージに関しましては「無 塩せきソーセージ」と表示する。これと併せて、使用上の注意として、なるべく加熱してから食べることが望ましい旨を記載するといったことがセットで規定されていました。この告示の附則の中で、無塩漬ソーセージは、「亜硝酸塩無添加」の用語を表示することも出来ますよという記載がありました。

その後、平成21年の農林物資規格調査会総会の議事録ですけれども、「無塩漬ソーセージは細菌の管理が難しい部分があるということで、加熱した方がより安全なので、使用上の注意を表示させていましたけれども、現在の製造技術をもってすれば、わざわざ加熱してから食べなくても、そのままで十分食用にできるので、この部分を削除したい」という発言がありました。

平成21年にこの告示の改正があって、使用上の注意が削除されて、「無塩せきソーセージ」の表示だけが今の表示基準には残っております。第3回の検討会で提出されていた資料の中には、「無塩せき」の表示の他、お客様への情報提供、説明として、「発色剤不使用のため肉本来の色あいです」とか「お早めにお召し上がりください」といった記載があるという説明を受けております。

### 1枚おめくりください。

先ほどまでの内容は、これまでの食品表示に関するルールだったり、検討会における御意見だったり、意向調査の結果といったものを羅列したものですけれども、それらをまとめて、添加物不使用に関する表示の考え方を整理(案)として、この13ページと次の14ページの中でまとめております。

現状としましては、添加物不使用に関する表示のルール、Q&Aが主になってきます。ただ、消費者への誤認を招く表示がされた商品が存在するという意見が挙がっています。また、消費者意向調査の中では、「無添加」等の表示を正確に理解されていない消費者が存在することも示されております。これらの現状について考えられる要因案を次に示しております。

まず、いろいろ御意見のあったQ&Aの加工-90を一文ずつ分けて見ていきます。そうしますと、(1)で、「通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該添加物を使用していない場合」の表示をする場合。これはどういった場合を示しているのか。それから、「同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合」、これはどういった場合を示しているのか。すなわち、この記載が曖昧なのではないか。

それから、(2)として、「加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることは」できないという記載にしています。これについて、第2回の検討会の中では、食塩や砂糖にも加工助剤等で食品添加物が使用されることがある実態を考慮して、添加物不使用の表示は避けているといった御意見があって、こういった発言のとおりに、多くの事業者がこのQ&Aの意図を理解しているのか。

それから、(3)としまして、「「無添加」とだけ表示することは、何を加えていない

か不明確なので、具体的に表示することが望ましい」という記載があります。消費者意向調査では、「○○不使用」、「△△無添加」といった表示から、添加物を全く使用していないという印象がある。そういった消費者が一部いるという実態が示されております。

それから、これに関しては、第2回検討会の中で、清涼飲料水で着色料不使用と書いてある商品を購入したところ、実際の表示欄には合成保存料が表示されていて、それ自体は間違いではないけれども、誤認を招く可能性があるといった御意見を頂いております。このQ&Aの記載が適切なのか。

それから、(4)としまして、保存料に分類されていないグリシンを日持ち向上のために使用した場合に保存料不使用と表示すること。それから、添加物に代替する成分を含む物質を使用した場合に、添加物不使用と表示すること。これらは誤認を招くとの意見が多く挙がっておりますけれども、現在のQ&Aの記載で対応できるのかといった要因案を13ページでは整理しております。

1枚おめくりください。

13ページの資料は、Q&A加工-90に起因するようなところを挙げておりました。この14ページでは、それ以外の点で、2として、表示する以上、その表示内容というのは、表示する事業者に責任がありますので、「無添加」等の表示に関して、関係資料等で根拠を示すことができるのか。

それから、3として、用語に関するところで、用語の使い方に問題はないか。実際に、今、基準にある「合成保存料」、「人工甘味料」といった言葉が「無添加」、「不使用」表示のために使用されているのではないか。もう一つ、用語に関しては、「化学調味料」というのは一体何なのでしょうか。

それから、4としまして、公正競争規約に関して、これも第2回のヒアリングの中で、 公正競争規約等で添加物の不使用に関するルールがそれぞれ異なっているといったことが、 提出された資料にも記載されています。

4番までは、消費者庁のルールと、それを運用する事業者に関わることですけれども、 5の「無添加」等を選ぶ消費者にとって必要なことについては、添加物だったり、添加物 表示に対する理解は必要だと思いますし、論点5の方で御議論いただく内容だと思います ので、ここだけを矢印を引っ張って、論点5という記載をしております。

以上、大きく5つの要因を基に、この添加物不使用に関する考え方の整理(案)としまして、現在流通している「無添加」等の表示に関して、消費者庁の一連のルールは適切なのか。そして必要十分なのか。

それから、「無添加」等の表示を行う事業者に対して、消費者が誤認することなく表示 を理解するにはどうすればよいかという考え方を整理させていただいた上で、次のページ に進んでください。

取り得る手段の案を5つ示しております。上に行くほど厳しいものになります。 まず、罰則による実行性の担保を置いて、表示基準第9条の表示禁止事項とする場合。 それから、表示基準第7条のように、任意表示に規定して、「不使用」等の表示ができる 要件を定める場合。この2つの手段が規制(罰則による担保)のところに分類しています。

その手段に対しての留意事項としまして、監視指導の実行可能性。特に、一般飲食物添加物のようなものを含めて、違反認定のための検証が可能かどうか。それから、御意見ありました、添加物を使用していないといった事実に対しての規制をすることの妥当性。これを留意事項として挙げております。

それから、真ん中の通知による対応案として、ガイドラインを策定する。それから、現状のQ&Aの見直しだったり、追加というものを挙げています。留意事項のところで違いを示していますけれども、ガイドラインでは、「無添加」等表示の在り方について方向性を示すことで、既存の表示禁止事項を定めた食品表示基準第9条に該当するかどうかを判断するための指針となるようなものとして、活用できるようなガイドラインを策定すること。それから、こういったガイドラインを作ることで、既存の公正競争規約だけでなく、「不使用」表示に関する記載がない公正競争規約においても、自主的にルール化していただけるのではないかということも留意事項としています。

一方で、既存のQ&Aの見直し・追加に関しては、このQ&Aは、そもそも「無添加」等の表示の在り方について、今あるルールの運用解釈を示したものに過ぎません。当然、罰則はありません。ただし、指導の目安とはなり得るものです。

もう一つ、現状維持という御意見もありました。これに関しましては、既存のQ&Aの再周知。それから、このQ&Aはこういったことを意味しているのですよという説明をしっかりして、「不使用」表示に関して対応していく案です。ただ、これに関する留意事項としましては、実際に一部の消費者が誤認しているという状況について、現状維持でいいのか。それから、添加物の表示のみならず、添加物の理解が進んでいかないのではないかといったことを留意事項として挙げております。

これらの取り得る手段を含めまして、事務局で整理した内容を参考に御議論いただきた く思います。

事務局からの説明は以上です。

○西島座長 ありがとうございました。

続きまして、上田委員、武石委員、森田委員から資料が提出されておりますので、御説明をお願いしたいと思いますが、まず上田委員からよろしくお願いします。

○上田委員 上田でございます。意見書を提出させていただきました。

1点目ですけれども、誤認につながる「無添加」、「不使用」表示の規制に向け、食品表示基準の改正が必要と考えます。

意見書の2点目には、今までの検討会で出された意見及び消費者意向調査の結果も踏まえ、誤認につながっていると考えられる「無添加」、「不使用」表示の例を挙げさせていただきました。このような表示について議論していただければと思います。消費者庁の資料と重複するものもあるので、簡単に説明します。

1つ目は、単なる「無添加」の表示、あるいは「化学調味料」のような法令にない用語を用いた表示です。対象が不明確で、大きな誤認につながると考えられます。ドレッシングの公正競争規約でも禁止事項になっております。

2つ目は、消費者が「他の食品添加物を使用していない」、あるいは「添加物の量が少ない」と誤認する表示の例です。消費者意向調査の結果では、単に「〇〇無添加」、「〇〇不使用」の表示がされた場合であっても誤認する方がいるという結果でございましたけれども、「一切」とか「全て」という用語を使って、さらに誤認を大きくする表示例があります。中には、商品の表面に使用していない食品添加物を列挙してあり、裏面を見ますと、原材料が全て食品添加物で構成されているという商品もあります。対象に比べて「無添加」の文字が大活字等で強調された表示も、誤認につながると考えられます。

3つ目は、食品添加物の安全性に疑義を抱かせる表示です。「無添加なので安心してお 召し上がり下さい。」といった表示がよく見られます。

4つ目は、一般に食品添加物○○が使用されない、あるいは消費者の方々がその使用を予期していない食品への「○○無添加」、「○○不使用」表示です。例では、レトルト食品に「保存料無添加」を挙げました。このような表示が許されると、どんな食品に対しても、どんな食品添加物を対象にしても、「無添加」、「不使用」表示が出来ることになってしまうと思います。

5つ目は、使用が法令で認められていない食品に対する「無添加」、「不使用」表示の例があります。当然問題です。

6つ目は、同一機能の食品添加物によって代替されている場合。

7つ目は、類似機能の食品添加物によって代替されている場合。

8つ目は、同一成分を含む代替原材料を使用している場合の「無添加」、「不使用」表示です。これは、先ほどの消費者庁の資料にもあったかと思います。

9つ目は、製造工程全てにおいて食品添加物が使用されていないことが確認されていない場合における「不使用」表示です。検討会では、単なる「無添加」だと、原料に使用される加工助剤も含めて使用されていないと誤認するということが指摘されております。

10番目は、消費期限、賞味期限、保存方法と混同するおそれのある表示です。なぜか、食品添加物と組み合わせて、早めに召し上がってくださいとなっております。

11番目ですけれども、法令の趣旨に合致しない用語を用いた「無添加」、「不使用」表示の例です。先ほどの消費者庁の資料にもあったと思います。「人工〇〇」、「合成〇〇」、「化学〇〇」といった用語が使われる場合があります。一方で、逆に天然を冠した用語を用いて、「天然〇〇使用」といった強調表示も見受けられます。本来、「天然〇〇」は使用してはいけない、禁止されている用語でありますけれども、例えば、天然と添加物の間に言葉を入れて使われるといったことが見受けられます。

1 枚めくっていただきまして、参考資料に日本食品添加物協会で実施したアンケート調査の結果をお示しします。同一成分あるいは同機能の成分が含有されている場合には、「無

添加」、「不使用」表示はするべきではないと、半分以上の方はそういう風に答えておりました。

意見書に戻ります。

3点目は、人工や合成を冠した用途名、一括名の法令からの削除が必要と考えます。

「無添加」、「不使用」表示に際し、このような用語が使用された場合、現在の食品添加物の規制において、天然と合成が区別されていないということについての誤認につながっていると考えられます。

2番目ですが、先ほどの消費者庁の資料にもありましたが、表示基準の別表第6によりますと、「甘味料」の他に「人工甘味料」や「合成甘味料」を用いてもよいということになりまして、見方によっては、この3つの用語が同等と解釈されます。例えば、アスパルテームとステビアを併用した場合に、「人工甘味料」と表示することも可能ともとれます。現在、「人工甘味料」や「合成甘味料」の定義が明確でない中で、このような用語を表示に用いることは、消費者の方々の誤認を招くおそれがあります。同様に「合成着色料」、「合成保存料」、「合成香料」についても同じような誤認につながる可能性があると考えております。

最後ですが、現在、このような「人工」、「合成」の用途名が、実際の食品添加物表示、 一括表示枠の中で使われているケースはなく、そもそもこれらの用途名は必要がないと考 えています。

以上で意見書の説明とさせていただきます。

- ○西島座長 ありがとうございました。
  次に、武石委員、お願いいたします。
- ○武石委員 食品産業センターの武石でございます。

意見書として、無添加、不使用表示についてということで出させていただいております。 「無添加」、「不使用」表示につきましては、表示対象となるものが添加物に限らず、 糖類等の原材料についても行われている。使われる用語自体も様々であり、様々な業種の 商品において広範に使われている。これが現在の食品表示基準に違反するとは考えており ません。

それから、食品産業センター会員企業の、「無添加」、「不使用」表示についての意見。 これは資料として1回提出しておりますが、そのときもお話ししましたが、意見は様々で あり、何らかの形で規制あるいはQ&Aにより整理すべきとの意見が多い一方で、現状維持あ るいは規制強化には反対との意見もあります。

そういった中で、食品産業センターとしては、消費者庁のアンケート調査、今回も示されましたが、そういったものを踏まえれば、消費者の誤認を招かないようにするとの視点は最優先の課題であろうと考えますので、食品表示基準のQ&Aなどについての一定の整理は必要だと考えております。

その上で、今回は議論に先立って確認させていただきたい事項でⅠ、Ⅱと書いてござい

ます。

その際、1として、Iに示すように、現在の食品表示法に基づく規制と景表法の規制との関係等についての整理が必要だと思いますので、事務局の考え方を確認させてください。2として、IIに書いてございますが、現に、景品表示法により公正競争規約を定めて、自主規制を行っている事業者等の扱いについても、事務局の考え方を確認させていただきたい。現にこういった自主規制を行っている者については、影響を最大限少なくするといったことも検討すべきと考えております。

Iとして、食品表示法に基づく規制と景表法の規定との考え方の整理ということですが、 1に書いてございますように、第9条の資料につきましては、先ほど事務局から示された とおりですが、景表法のほうでは、第5条で優良誤認、有利誤認について定めております。 (1)で、今、言いました食品表示基準9条、これは省略させていただきます。

(2)で、景表法第5条のほうで不当な表示の禁止ということで、優良誤認につきまして、そこに書いてございますように、商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの。

有利誤認については省略させていただきますが、四角の中の太字で書いてあるものにつきまして確認させていただきたいと思っております。食品表示基準第9条第1項の規定は、優良誤認や有利誤認について書いてございます。それに関しての考え方といいますのは、景表法のような詳細な規定をしていませんが、考え方は同じと整理されるのでしょうかということです。

コーデックスの関係は、今回資料で付いておりますが、そこに書いてございますように、 コーデックスの一般原則なり強調表示の考え方と、現在の食品表示基準の考え方はどう整理されているのでしょうかということでございます。

それから、2番目としまして、食品表示基準第7条の栄養成分の強調表示との関係の整理ということで、食品表示基準第7条は、一般的に任意表示ということですが、今回引用されているところは、糖類、ナトリウム塩類を添加していない旨の表示を行える要件を定めているところだと思います。

ここに関して言いますと、同じ食品表示基準第7条の中に、栄養成分又は熱量の適切な 摂取ができる旨の規定があって、そこでは別表第13が定められておりまして、その栄養成 分ごとに含まない旨の表示をする場合の基準値、あるいは低い旨の表示をする際の基準値 が示されているということで、栄養成分表示については、かなり細かく数量規制を定める ような基準値が設けられている。そもそもそういった第7条の規定といいますのは、栄養 成分について、摂取量を抑えるために細かく規定し、健康維持を図るために設けられてい るものであって、食品添加物の摂取量について、そこまで細かな記載が必要かどうかとい う点が疑問だと思いました。

なので、ここに書いてありますように、食品表示基準第7条の栄養成分の強調表示は任意表示ですけれども、それを「無添加」表示ということで、9条の表示禁止事項にも規定を盛り込むことは可能なのでしょうかという質問をさせていただいております。

それから、3番目は、消費者庁次長通知やQ&Aの規定ぶりということで、ここは既に資料で全部出されておりますので、細かくは言いませんけれども、次のページの四角の枠の中に書いてございますが、これらの規定やQ&Aについて、食品表示基準や景表法との関係で、どう整理するのでしょうか。一括した整理が必要ではないでしょうかということで、これにつきましては、後ほど議論になるかと思いますが、そもそも一元化のときに、こういった各種法律を一体化したという中で、9条の禁止条項とかQ&Aも、それぞれのJAS法なりがそのまま横滑りしてきておりますので、そういった全体の整理が本当にできているのかという疑問が残っているために、こういう質問をさせていただいたところでございます。

それから、II が景品表示法上の取扱いの整理ということでございます。これは長々と説明いたしませんが、最後の枠のところを見ていただければと思います。冒頭お話ししましたように、現在、景表法第31条の規定により認定を受けている公正競争規約で「無添加」の自主基準を定めている事業者について、食品表示基準第9条との関係でどう整理されるのかということで、この景表法に基づいて合法とされているものが、一方で、この食品表示基準でこれから整理されて、どういう関係になっていくのかということでございます。〇西島座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後に森田委員、よろしくお願いします。

○森田委員 論点3「「無添加」、「不使用」表示の在り方」についての意見を申し述べます。

今回の私の意見ですが、1番が現状。2番が現行の表示基準の中のQ&Aの問題点。3番は、今後について、どういう風に考えたらいいのかということをまとめています。今回の消費者庁の資料は、議論しやすいように様々な材料をかなり出していただいていて、それに重なっているところも多いので、そこは少し省略しながらお話をしたいと思います。

最初は、現状の「無添加」、「不使用」表示は消費者に様々な誤認を与えているので、現行の表示規則を見直すべきであるということです。先ほどからもお話があるように、店頭を見ますと、今、パッケージの表面には「無添加」、「不使用」いろいろな用語の書かれた商品を見かけます。その結果、消費者庁の意向調査では、こうしたものを選ぶ消費者が過半数であり、その理由として「安全で健康で良さそう」ということが最も多く挙げられているので、誤認、安全性の理解を妨げる要因になっている。優良誤認という言葉はここでは使っていません。恐らく優良誤認というよりは、食品添加物の安全性の理解を妨げることが問題と思います。

また、誤認という意味ではいろいろな事例が示されております。ここで6つ挙げておりますけれども、それぞれ消費者庁の資料ともかなり重なりますし、上田委員がおっしゃっ

たところとも重なりますので、ここは説明を割愛したいと思いますが、いろいろな観点で 事業者が行っている強調表示が、実際は消費者が抱く期待とは異なり、ギャップを生じさ せている。実は、このギャップもいろいろでして、誤認の程度もかなり違うのかなと思い ますが、それぞれいろいろなケースで誤認させている。

このことは、消費者の選択を誤らせるということはもちろんですが、もう一つ大事なことは、事業者の公平な競争の妨げになっているのではないかと思っています。例えば、代替の添加物も全然使わず、加工助剤、キャリーオーバーも全部厳格にチェックして、きちんと「無添加」と表示している食品もある。その一方で、そこを厳格に守っていない食品もあるということになりますと、真面目に取り組んで表示しているところと、真面目に取り組んで表示していないところに関して、今、不公平な状況が出てきているのではないか。

食品表示法の基本理念が規定されている第3条の第2項に、食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮ということがありますが、実は現行の規制の曖昧さが公平な競争の確保を妨げているのではないかということもありまして、そういう観点からも見直す必要があると思います。

2つ目は、では、どこのルールが問題なのかということですが、私は今のQ&A加工-90に問題があると思っており、削除が望ましいと思っております。この加工-90ですけれども、先ほど消費者庁がそれぞれ分解して説明してくれたので、そのとおりですが、なお書きの加工助剤に関するところですが、ヒアリングでは食塩や砂糖も加工助剤で添加物を使用されていることを考慮すると、「無添加」の表示は出来ないはずだといった事業者の方々がいましたが、それがなかなか守られていない。Q&Aでは、これを周知したとしても限界があるのではないかと考えます。

また、「無添加」ということでの表記がありますが、この表記の仕方が、「〇〇無添加」と具体的に表示することが望ましいのでしょうという見方ができてしまう。そのため、「〇〇無添加」、「〇〇不使用」というのがたくさん出てきているのではないか。むしろそれが望ましいとも読めるような書きぶりになっています。また、同種の製品の添加物の使用の「同種」という書き方も曖昧です。

どうしてこういう書きぶりになっているのか。そもそも、これは調べてみますと、かなり古い、加工食品品質表示基準からそのまま持ってきたものですが、農水省のJAS法の中では、JAS規格の中で、上級のものがこの添加物は制限するという思想もあるのではないか。そういうことであれば、一定の条件を除いても「無添加」と表示して差し支えない。むしろ、そのような基本スタンスであるということがありまして、食品添加物の安全性に関して「無添加」と書くことで誤認させているという観点が全然ないということが問題ではないかなと思います。なので、加工一90の抜本的な見直し、又は削除を検討すべきであります。

それから、事業者団体のヒアリングで加工-90を削除という要望がありましたが、削除するだけでは「無添加」表示に全く歯止めがなくなってしまうので、新たなガイドラインを策定するべきではないかと思います。

3番目、今後ですが、新たなガイドラインの策定ということがいいのではないかという 提案をしています。食品表示基準のガイドラインというのは、いろいろなガイドラインが ありますけれども、例えば魚介類の名称のガイドラインでは、魚種について禁止の名称を 定めているものもありますし、農水省が定めた特別栽培農産物に係る表示ガイドラインで は、無農薬や化学肥料の表示も禁止しています。ガイドラインの策定によって、一定の歯 止めになっているものもあります。それから、ガイドラインを細かく定めることで、事業 者が都合よく読まないといいますか、そこをきちんと明確にすることで、公平な競争とい うことも確保出来るのではないかと思います。

ガイドラインの策定に当たっては、加工-90の一部を、今あるルールももちろん一部加筆・修正しながら盛り込んでもらうということ。それから、今、加工-90の中にない同種の目的の添加物の使用や、代替原材料の使用の制限についても検討していただきたいと思いますし、一部の誤認を招く用語の禁止ということも盛り込んでもらいたいと思います。

武石委員の御説明の中にもありましたけれども、今、Q&Aやいろいろな規定がばらばらで、一括した物の考えが示されていない。ガイドラインの中でそういったことも含めて、添加物の考え方とかも含めて、実は「無添加」ということが消費者を誤認させてしまうこともあるので、慎重に様々な条件を満たしたものが書けるようにするということにしていけばいいのではないかと思います。

一方、最後に書いていますが、ガイドラインということになりますと、罰則まで科すことはできないということで、実行性の観点から考えると、食品表示基準の第9条の検討、同基準の第7条の任意表示の検討ということも求めたいと思います。

以上です。

○西島座長 ありがとうございました。

それでは、まず資料1の論点整理の修正案、資料2の検討会を行うに当たっての留意事項の資料、それから文部科学省の回答について、御意見、御質問ある方は挙手をお願いいたします。

有田委員、どうぞ。

○有田委員 資料を新たに作成していただきまして、ありがとうございます。風邪を引いていて、お聞き苦しいかもしれませんが、確認させてください。

学校給食の「有害な」というところについて、確認していただいて、その経過については、私自身は実際には知っているつもりです。「有害な」がどこにかかるかというのは余り表面化したくないのですが、ここで議論されている以外の食品添加物にかかっているのではないかという思いがありますので、意見だけ本日は申し上げて、別の機会にペーパーで意見を提出したいと思っております。

それから、もう一つは、前回、森田委員の、無塩漬というのは強調表示ではないかという御意見に対しての回答ペーパーを出していただきました。12ページです。事務局の説明の中では、経過と考え方は説明していただいたのですが、強調表示ではないという理解で

よろしいかを確認したいと思います。それでよろしいかどうか御回答ください。

- ○西島座長 よろしいですか。
- ○食品表示企画課課長補佐 ありがとうございます。

まず、強調表示のところですけれども、食品表示基準の中でも強調という用語が使われている条文が幾つかあります。それから、通知の中でも栄養強調表示といった言葉は使っております。ただ、定義として、強調表示を定めたところはありません。参考になるものとしては、次長通知の中で、アレルギー表示に関してですが、視認性を高めるために、アレルギーに関する文字を大きくしたり、文字のサイズを変えたり、色を変えたりといったことを推奨しておりますので、他の表示事項から目立たせるようなところは、強調表示にはなると思います。ただ、定義としてあるものではありません。

- ○西島座長 どうぞ。
- ○有田委員 無塩漬は加工方法であって、強調表示ではないという確認をさせてください。
- ○食品表示企画課課長補佐 強調表示という言葉がないので、無塩漬という言葉を表示するというだけで、強調表示という位置付けにはしておりません。
- ○西島座長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

どうぞ、上田委員。

○上田委員 上田です。

事務局に1つ確認の質問で、15ページの対応策、方策案、分かりやすく整理していただいていると思うのですが、これは上に行くほど効力が高い、下に行くほど効力がないだろうということで、5つに分けられていると思われますが、そのうちどれか1つの方策しか採れないということではないという理解でよろしいでしょうか。組み合わせることもあり得る。例えば、ガイドラインを仮に作ったとしても、Q&Aも見直しをするということもあり得るという理解でよろしいでしょうか。

- ○食品表示企画課課長補佐 この検討会でこれから議論される内容ですけれども、その内容を踏まえまして、例えばガイドラインを作る場合というのは、一定の方向性を示すわけですから、その方向性に沿っていないQ&A等がある場合は、当然改正ということも発生すると考えております。
- ○上田委員 ありがとうございました。

あと、武石委員に1つだけ質問があるのですが、センターの会員内でいろいろ意見が割れているというお話だったのですが、「無添加」、「不使用」表示をしている同じ企業の中にも、恐らくいろいろな意見があるのではないかと日頃、感じております。協会への問合せも、それに関連したものがございます。武石委員の意見で結構ですが、例えば競合他社が表示を見直せば、自分達もやめます。あるいは、取引先からの要請が無くなれば見直したいといったスタンスの企業もあるのではないかと思うのですが、その辺、何か感じるところはありますか。

- ○西島座長 武石委員、よろしいですか。
- ○武石委員 まさしくおっしゃるとおり、様々でございまして、一般的に聞きますのは、各業種とも人口減少の中で競争が結構厳しいものですから、どうしても競合する中で少しでも消費者のニーズがあるような商品を生み出したいという視点で、特に流通の方からの要望に沿って、「無添加」というものをやっている事業者がいて、仮にそれが規制されるのであればやめてもいいという事業者も当然おられますし。一方で、「無添加」について、比較的厳しい自主規制でやっているので、是非この「無添加」の商品は残してほしいといった事業者はいるのも事実でございます。
- ○西島座長 よろしいですか。
- ○上田委員 ありがとうございました。
- ○西島座長 ほかにありませんでしょうか。 森田委員。
- ○森田委員 学校給食のことにつきまして御説明がありましたけれども、文部科学省は、「有害な」は食品添加物にかかりますという返答だけだったという御説明だったかと思います。もしそうであれば、有害な食品添加物ということの、このような書きぶりというのは、例えばリスクアナリシスに沿って、今、食品添加物が使われているということですとか、そういうことがリスクコミュニケーションとか食品安全委員会で行われていることがなかなか伝わっていないということではないか。そうであれば、消費者庁はそういったことの調整役としてお願いできないか。

どうしてこのような文章になったのかということを有田委員が今度御説明いただくということですけれども、この文章を読む限りは、有害な食品添加物と読めて、学校給食の中でそういう風にされているということは、リスクアナリシスという観点からも問題があると思います。

前回、浦郷委員がそのようになった経緯を説明してもらえないかということがあったか と思いますので、その点は、消費者庁は調整役ということもありますので、ぜひお願いで きないかということがあります。

- ○西島座長 関連ですか。では、有田委員、どうぞ。
- ○有田委員 経過を説明してほしいという話をしたのは、浦郷さんではなくて、私の方だ と思います。浦郷さんは削除すべきだという意見だったと思います。

これについては、ここで議論されているような食品添加物ではなくて、防カビ剤に関連することだと思います。ただ、それについては歴史的経過もあって、諸々の事情や経過もあったかもしれません。けれども、本日の議論からは外して、改めてということにしていただければと思います。

- ○西島座長 事務局、いいですか。
- ○食品表示企画課課長補佐 文部科学省に「有害な」という言葉がどこにかかるかという 質問をしたときに、併せて補足として頂いている回答としましては、学校給食におきまし

て、使用が認められていない食品添加物などが添加された食品というものが使用されないように、児童生徒が食べる給食の安全性に配慮して、そういった意味を込めて学校給食衛生管理基準に定めており、食品添加物の使用全てを否定したものではないという補足の説明は頂いております。それ以上の回答は頂いておりません。

○森田委員 ありがとうございました。

使用されていない食品添加物と答えたのであれば、それは食品衛生法違反ということになると思います。基準自体はもっと長くて他の部分で食品衛生法違反のものを使ってはならないというところがあって、その部分にかかるかと思いますので、それは御説明になっていないのではないかと私は思います。

- ○西島座長 何となくもやもやした回答ですが。 どうぞ。
- ○浦郷委員 どうして、この「有害な」という文言が残っているのかという経緯を知りた いというのは、私も言いました。

それで、私はこの「有害な」という文言は必要ないと思います。今の食品添加物はきちんと評価されて、管理されて、使用されているというところからすると、要らないと思いますので、これを文科省の方に見直してほしいと思います。見直すためには、どういう手続というか、どのようにすればよいのか、私達としては、検討会の中でそういう意見があるということで、その辺をうまく消費者庁から文科省へつなげていただきたいと思っております。

- ○西島座長 どうぞ。
- ○食品表示企画課長 文科省に見直してほしいということを働きかけていく手段についてですが、今、思いつくものとしては、まず文科省とも調整を要しますけれども、文科省の方にこの場に来ていただいて、説明の機会を設けること。また、この検討会の報告書の中で申し入れ事項として残すこと。さらに、検討会として、こういう意見がありましたとお伝えする手法などが、今、思い浮かぶ選択肢です。

いずれにしても、幾つか選択肢はあると思いますので、今後それは提示し、議論していただきたいと思っております。別途、有田委員の方でも意見書を出されるということなので、それも踏まえて、引き続き検討していただければと思います。

- ○西島座長 どうぞ。
- ○有田委員 浦郷さんに確認させてください。浦郷さんが今、「私達」とおっしゃったと 思いますが、「私達の達」とは。
- ○浦郷委員 現在、食品添加物に関しては、きちんと健康影響評価されています。リスク評価とリスク管理がきちんと出来て、その上で使用基準値もきちんと決められて使用されていると思うのですが、有害な食品添加物が使われているということなのでしょうか。私はうまく理解できていないのですが。
- ○有田委員 それも含めて、別の機会に議論した方が良いと思います。

○西島座長 皆同じことを考えていると思いますけれども、今後のことは事務局にお任せ するということで、それをまた報告いただくということでよろしいでしょうか。

どうぞ、中垣委員。

- ○中垣委員 今の議論については、論点5の一つ、普及、啓発、消費者教育の一つだと思いますので、有田さんのペーパーも出てくるのであれば、それも含めて論点5の中でディスカッションした方がいいと考えます。
- ○西島座長 いい御意見いただいたのですが、それでよろしいでしょうか。ありがとうご ざいます。では、そういうことで。

それでは、資料3と委員提出資料について議論を開始したいと思いますが、武石委員の 意見書は事務局への質問事項ですので、まず事務局から。景品表示法所管の表示対策課木 村室長、お答えできる範囲で結構ですので、回答いただけますでしょうか。

○食品表示企画課課長補佐 まず、武石委員からの御質問が幾つか挙がっておりますけれども、基準の中に盛り込んでいくことができるのかという御質問がありまして、そこはまさに資料3の中の取り得る手段の案として入れているところです。ただ、それに対する留意事項ということで、最終的に基準に示すのであれば、罰則を持った実行性の担保になってきますので、その罰則をどうやって判断するか。そういったところが留意事項になってくると思いますので、その辺、むしろこの場でいろいろ御議論いただきたいと思っているところです。

あと、既存のQ&Aとか通知といったものは、この検討会での議論の内容で一定の方向性が示されるものと思っておりますので、後はこの議論に先立って実施した消費者意向調査の結果の中で、例えば「〇〇不使用」と書いてあるものについて、全く添加物を使っていないという印象を受けている消費者もいる状況ですので、こういったところを鑑みると、既存のものであっても何らかの対応というのは必要であると考えております。

あと、コーデックス関係のところで、こことの整理という質問がありましたけれども、 当然、この検討会の中で一定の方向性が見出されると思いますので、そのときに例えばQ&A を見直すときや、基準化するなら、基準を作るときに、このコーデックスの内容は参考に はなると考えております。

○食品表示対策室長 御質問の中の既存の通知なりQ&Aの部分の景表法との関係ですけれども、一部の消費者の方々が正確に理解していない状況なり、本検討会の内容を踏まえれば、既存の通知なりQ&Aは見直すことが前提なのかなと思っております。法の適用に関しましては、景表法と食品表示法の関係ということは個別に判断すべきなのかなというところです。

それと、景品表示法の中での「無添加」の部分ですけれども、特に公正競争規約で規定されている内容につきましては、食品表示法上も問題にはならないという考えでおります。ただし、今後の検討の内容等を踏まえて、この公正競争規約の見直し等についても、各関係団体に調整を図っていく必要はあるのかと思っております。いずれにしましても、今後

のこの検討会の内容を踏まえて、いろいろな働きかけをしていく必要があるのかなという のが私の考えです。

- ○西島座長 ありがとうございます。中垣委員、どうぞ。
- ○中垣委員 済みませんでした。先ほどのお答えで尽きているだろうと思いますけれども、 この検討会は、私が承知している限り、食品表示法における添加物の表示について議論す る場だと考えますので、景表法との関係を議論するのであれば、またそれなりのメンバー で、それなりの目的をもってやらざるを得ないだろうと思います。

要は、まずは食品表示法を議論して、こうあるべきだという姿を書いてみて、その上で 関連する法律、例えば景表法の中でどのような形になるのかというのは、最後の微調整と いうか、我々も気にしないと、無用な負担を事業者に課すわけにもいきませんので、そこ は気にしなければいけないと思いますけれども、まずは食品表示法ということで議論を進 めていただければという提案をしたいと思ったところでございます。

- ○西島座長 ということでよろしいですね。
- ○食品表示対策室長 はい。
- ○西島座長 どうぞ、坂田委員。
- ○坂田委員 坂田です。早速、「無添加」、「不使用」についての意見ということでよろ しいでしょうか。

消費者としては、規制を積極的に望んでいるわけではありません。と申しますのは、本来、表示を見れば商品の中身がよく分かるようになっていて、更に消費者が添加物を正しく理解してさえいれば、誤認するような「無添加」、「不使用」の表示は避けられるはずだと思います。例えば、上田委員が出された資料の(7)類似機能の食品添加物が使用されている場合における「無添加」、「不使用」表示ですけれども、これはそれぞれの食品添加物の使用目的が、例えば日持ち向上であるということが分かるようになっていれば、あえて保存料不使用と書くことも無くなるのではないかと思います。

本来そうあってほしいのですけれども、現実はそうではないので、誤認を防ぐための表示について指針を示すことが必要だと思います。Q&Aでは、あちらこちらにばらけていますし、今回、上田委員が誤認の類型について網羅的に出してくださいましたので、この辺を中心にガイドラインで示していくという形がよろしいかと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

武石委員、頂いた意見書に対する回答がそれぞれの立場からございましたが、よろしいでしょうか。

○武石委員 中垣先生のおっしゃるとおりだと思いますが、たまたま今の食品表示基準第 9条の書き方が、優良誤認、有利誤認とはっきり書いてありますもので、普通考えると、 言葉の運用自体は景表法と同じ運用だろうなというのが僕らの考えなので。そうしますと、 先ほど食品表示対策室長がおっしゃったように、今の公正競争規約できちんと書いてある ものは、直ちに違反ではないという整理であれば、現に公正競争規約に則ってやっている ものについては、直ちに規制を受けるのはどうかなという気がいたしましたので、そうい う提案をさせていただきました。

あと一点、先ほどお話ししたように、一元化のときに食品表示基準のQ&Aについても、かなり短期間でやられたということもあるでしょうけれども、それぞれの法律の基準なりQ&Aが一緒に潜り込んでいるということもあります。例えば、第9条の表示禁止事項もよく見ますと、旧JAS法の生鮮の品表と加工食品の品表、あるいは健康増進法等の規定がそのまま横滑りしているのですが、そもそも添加物に関しての食衛法の規定というものが、Q&Aを含めて調べてみたのですけれども、表示禁止事項について、なかなか無いのです。

とすると、今まで食衛法の中で、添加物については、それほど厳しい表示規制がおそらく無かったのではないかということで、たまたま法律を見ますと、食衛法は現在第20条で、添加物については、公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある虚偽又は誇大な表示については禁止するといったことしか規定していない。

とすると、添加物についての誤認なり規制というのは、そういったものをベースに考えるべきものなのか、あるいは先ほど中垣先生がおっしゃったように、それとは別に食品表示法ができたので、その枠組みの中で考えるべきなのかということは、これまでの添加物の表示の規制の在り方も含めて、もう一度きちんと整理した上で考えていくべきではないかなと思いましたので、しつこいようですが、あえて言わせていただきました。

- ○西島座長 事務局は特によろしいですか。ありがとうございます。 では、ほか、よろしいでしょうか。 どうぞ。
- ○有田委員 資料3の5ページのコーデックス等における無添加等に関する規定のページ では日本では強調表示という定義が無いですね。ですが、コーデックス一般ガイドライン の中には、強調表示に関する一般ガイドラインというものがあると、読み込んでいいわけ ですね。
- ○食品表示企画課課長補佐 今の食品表示基準の中で、強調表示という表現は使われていません。
- ○有田委員 ですが、コーデックスの中には、こういう強調表示に関する英文があるとい うことですね。
- ○食品表示企画課課長補佐 はい。
- ○有田委員 私の意見としては、エビデンスに基づいて条件付き強調表示というコーデックスの考え方でいいのではないかと思っているという意見を申し上げておきます。
- ○西島座長 ほかによろしいでしょうか。それでは、ちょっと進みたいと思います。どうぞ。
- ○浦郷委員 先ほどからいろいろ意見が出ております、上田委員や森田委員や坂田委員と、

私も同じような意見なのですけれども、何々無添加とか何々不使用という表示を消費者が 見ることによって、添加物を使用することがよくないこととか、添加物を使用しない方が 安全であるという誤った認識を持ってしまうということは、これは何とかしたいなと思っ ています。

あと、添加物を使用していなくても同じような効果が得られる代替原材料を使用している場合もあるということを踏まえますと、「無添加」とか「不使用」とか、表示できる基準をもっと明確にしていくことが必要かと思います。本当は全面禁止の規制をしてほしいと思うところでもありますけれども、添加物を使用せずに製造している、きちんとやっている小さな事業者さんもいるところですので、そこまでしなくても、誤認につながるような「無添加」、「不使用」表示が実質できないように明確化していくということで、私もガイドラインの策定をするところが妥当なのかなと思います。

上田委員と森田委員にたくさん例を出してもらいましたけれども、私もまず、「化学調味料」という言葉を使わせない。それから、「人工甘味料」とか「合成甘味料」の「人工」とか「合成」という表示。基準から削除されていても「化学調味料」という表示が使われていたということもありますので、「化学」とか「人工」とか「合成」という表示はしないように持っていくようなガイドラインを作ってもらいたい。あと、単なる「無添加」表示もですね。

あと、上田委員のところでレトルト食品への「無添加」、「不使用」とありましたけれども、同じようなことで、冷凍食品に保存料「不使用」というのもありますので、そういうものも実質使えなくなるような基準を明確化していく方向がいいのではないかと思っております。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

大熊委員、どうぞ。

○大熊委員 「無添加」ということの捉え方の中で、実際的な商品の品揃えの面からちょっと情報を入れたいと思うのですけれども、一番一般的な商品の中で「おみそ」があります。「おみそ」は、時代の流れの中で「だし入りおみそ」が中心になっております。つまり、一つの簡便化志向とかトレンドの中で商品は変化しています。そうしますと、「本来のおみそ」、原材料が米あるいは小麦、大豆と食塩だけで作ってきた「おみそ」と区別するために、「無添加」という表示がおみそには多いです。つまり、そのことは必ずしもお客様を誤認させるという視点ではなくて、メーカーさんの視点は、本来の商品に関して表す言葉を「無添加」として選んでいます。

つまり、資料2にありますように、「自主的かつ合理的な選択の機会」という食品表示 法の原点の部分で用語が使われているということも考慮に入れなければならないのではな いか。全てが消費者の誤認を招いているとか、背景が誤認を招くような使われ方をしてい るということではありません。それは、商品を選択してお客様に品揃えをしている流通の 段階では、全て商品選択のときにその原材料と内容を確認しているということだと思いま す。

そんな中で、先ほどの無塩漬の話がありましたけれども、無塩漬に関しては、表面的な「無添加」云々ではなくて、メーカーさんが10年、20年という中で、添加物という不安感が少しでもあるのであれば、そういうものを除いて何とか物が作れないかという技術革新のたまもので出来上がった。そのときの言葉が、無添加ハム、純粋ハム、いろいろ検討したと思うのですが、紛らわしくないように、新たな無塩漬という言葉を使ってお作りになった。そのことは、非常に消費者の信頼を得て、ハムの中でしっかりした販売実績を保っているという現状がございます。

ですから、言葉、用語の使い方の中で否定的というか、誤認という視点だけではなくて、 「消費者の選択に資する」という部分の中で使われているということも考慮に入れなけれ ばならないのではないかと思います。

以上です。

- ○西島座長 ありがとうございます。 どうぞ。
- ○坂田委員 今、大熊委員がおっしゃったように、無塩漬というのは普通のハム、ソーセージとは別物、と言うと語弊があるかもしれませんけれども、特徴のある商品です。しかも、取扱いに注意が必要な商品であるということで、基準でも「無塩せき」と書くということになっていると思います。「無塩漬」という言葉には、添加物を使っていないという文言が入っておらず、「無塩漬」という製法で作っていますということなので、それは排除するに当たらないと思っています。

結局、問題は、添加物が安全ではないと誤認してしまうおそれがあるので、何々不使用はやめましょうという話になっていると思います。例えば、着色料は使用しておりませんの代わりに、無着色とか無漂白という言い方であれば可能ではないかと思っています。ガイドラインを考えるとすれば、細かいところでいろいろ御意見が違ってくる可能性があると思いますので、原点に立って、添加物が安全ではないと誤認しない表現というところから考えていくのも重要だと思います。

以上です。

- ○西島座長 どうぞ。
- ○浦郷委員 今の大熊委員のお話から、私は何でみそは「無添加」という表示が多いのかと思っていましたが、だし入りのものとだしを入れていないものの区別のために、「無添加」の表示をしているというお話でした。ならば、だしが入っている方に「だし入り」ときちんと書けばよいだけのことであって、「無添加」と書いたときに、消費者が「これはだしが添加されていないものだ」として受け取るかというと、そうではないと思います。「無添加」という表示は、報告書の方にもありますけれども、消費者は安全で健康に良さそうだという認識で受け取ってしまう。つまり、添加物は良くないねという方の意識にな

ってしまうのかなと思います。

そこをそうではない、きちんと管理されているのだということを消費者教育の方できちんと伝えていくべきところもあると思いますけれども、そういうことがあるので、単なる「無添加」というのは誤認を招くので、やめてほしいということです。

無塩漬に関しては、無塩漬は製法ですね。添加物とはまた違うので、私は無塩漬という 表示はあっても構わないと思っています。

○西島座長 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

〇佐藤委員 今日、初めて、みその「無添加」の意味を知った。非常に勉強になったという感じです。浦郷委員と同じように、みその「無添加」というのは、皆さん知らないうちに独り歩きしているという事実をもうちょっと認知する。みその「無添加」というのはそういう意味である。それはそれでいいのかなと思うのですけれども、その「無添加」の意味を皆さんにもっとよく知ってもらう必要はあるのかなと思います。

あと、無着色というのは、以前、昭和60年代よりもっと前は表示が無かったのです。合成着色料だけ表示するようになったときに、「無添加」という表示で差別化を図ろうとしたのですけれども、今は表示があって、使っていなければ後ろに書いていない、使ってあれば絶対書いてあるので、着色料とかに関しては着色料不使用というのは現代では意味が無いのではないかなと思います。

ただ、漂白剤に関しては、亜硫酸は用途名併記ですが、別の方法で漂白している場合は、表示は無い場合もあるかもしれない。加工助剤で漂白していない場合に表示で区別できないのであれば、無漂白というものがあるのかもしれないと思うのですけれども、少なくとも着色料に関しては、この際、無着色というのは意味が無いのではないかと思います。

あと、よろしいでしょうか。

○西島座長 ありがとうございます。

どうぞ、森田委員。

○森田委員 みそに関して、おっしゃったとおり、消費者側からすると、店頭にいろいろなみそがある中で、「無添加」とそうじゃないものと一目で見分けられる。一々、裏の一括表示を全部見るのは大変だからというところで、確かに目立つような表示も多いので、選択の目安になっているのかもしれないですけれども、「無添加」は公正競争規約でみそに関しては定められていて、今日御紹介の参考資料の中にあったと思います。

この公正競争規約が業種によって余りに違い過ぎるというのが、消費者団体のヒアリングの中にもありましたが、業者によっては「無添加」というものをほとんど使わせないようにしているところもある。一方で、みそに関しては、大豆、穀類、食塩等々以外の原材料、またはキャリーオーバー若しくは加工助剤を使用したものについて「無添加」の表示はしていけないということは、裏を返すと、こういう風に作っているものなら「無添加」と表示してもいいですよと読める。そういう書きぶりになっていて、他のものと書き方が

違うと思います。

一つの疑問は、食塩もあるのですが、実際に加工助剤を使わない食塩というのは、なかなか手に入りにくいのではないかと思うのですが、実際にこれはどのぐらい守られているのかなというのが1点。

それから、これがあることによって、「無添加」競争といいますか、みそは特に「無添加」の文字が大きいものが多過ぎると思います。なので、公正競争規約がこのようにばらつきがあることで、業界によっては「無添加」競争になっているものもあれば、業種によっては全く「無添加」と書かれていない業界のものもありますので、今回いろいろな報告書とか取りまとめの方向の中で、公正競争規約のばらつきということも問題として指摘した方がいいのではないかなと思っているところです。

確かに店頭では目立つし、消費者の選択の目安にはなっているのですけれども、それが 先ほど食品表示法の基本理念の中にある公正な競争というところがどうなっているのかと いうことに関しては、ちょっと問題があるのではと思うような公正競争規約の内容もある ということだと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

どうぞ。

○中垣委員 委員のお考えを聞いていると、「無添加」、「不使用」というのが添加物の 安全性を危惧させるようなことにつながるので、それを禁止すべきという御意見だと思い ます。となると、この資料の2ページの一番下、食品表示基準第9条第1項第1号の優良 誤認という範囲でおっしゃっている趣旨と解釈するというのは、行政的に非常に難しいの ではないかと考えます。

一般論として、ただ単に「無添加」と言ったことをもって、この優良誤認に当たると言えるのかというのは、私は個人的には非常に疑問で、仮に皆さんのおっしゃっているような安全性を危惧させるから「無添加」という用語をやめようというのであれば、基準改正して、第9条第1項に第14号を作って「無添加」と書かざるを得ないだろうと考えるのですが、いかがでしょうか。

他方、上田委員が出された資料は、誤認につながっている「無添加」となっていますから、そういう意味では、資料の2ページの第1号の誤認につながる、この第1号で読める範囲。すなわち、「無添加」全体がだめと言っているわけではなくて、その中の誤認につながるというのをおっしゃっておられるので、そうであれば、この第1号の解釈通知みたいな形で整理するというのは行政的にできるだろうと思うのですけれども、「無添加」を全てやめようという御意見なのかという点について、もしよろしければ委員の御意見をお聞きしたいと思います。

仮に誤認につながる、つながらないに関係なく、無添加を全て禁止しようとすると、基 準改正が必要となって、その根拠が、一般論としての添加物の危険性を危惧させるからと いう議論では、それは消費者教育の問題じゃないかという議論とかみ合って、法律改正を 行う根拠としては弱いのではないかという気もするのですけれども、先生方の御意見をも うちょっとはっきりさせていただいた方が、議論が進めやすいのかなと思って提起したと ころでございます。

- ○西島座長 今の件について、即答はちょっと難しいと思うので、次回か、その次辺りか、 別の論議にしないと難しいのではないでしょうか。
- ○中垣委員 この点について、事務局は事務局で法律論的に整理することも必要かもしれませんが、委員がそこまで求めていないということであれば、事務局の整理もまた必要無いので、委員の御意見をまずお聞きしていただいた方が適当ではないかと思います。恐縮です。
- ○西島座長 分かりました。現時点の意見をまず聞いてということでよろしいですね。 では、武石委員、どうぞ。
- ○武石委員 私の提出した資料は、まさしく中垣委員のおっしゃった視点で今回整理した つもりです。確かに誤認につながるような表示というのは、一般的には禁止と整理される べきだと思いますが、優良誤認という規制がかかっておりますので、そこまでいくと景表 法との考え方を整理した上で、かなり悪質あるいは虚偽といったものについて禁止するの は分かるのですが、一般的に消費者が誤認してしまうといったことで禁止規定まで設ける のは行き過ぎだと思いますし、現に公正競争規約で認められているわけですから、そういったものにまで規制が及ぶというのはいかがなものかという視点で、今回、質問とかを整理させていただいたつもりです。
- ○西島座長 どうぞ。
- ○坂田委員 坂田です。

私も検討するに当たって、中垣委員がおっしゃったように、「無添加」というのが優良 誤認に当たるかどうかというのは気にはなったのですけれども、食品表示基準Q&Aの加工 -281に、実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語の例として、添加物 を使用した加工食品に「無添加」と表示、というのが出ているので、「無添加」について は優良誤認と考えていいのかなと思いました。

それと、実際、表示義務のないような添加物を使っているのに、何々不使用と書いている例もあるので、それであれば虚偽にも当たるかもしれないなということで、誤認を招くと考えております。

- ○西島座長 では、事務局からどうぞ。
- ○食品表示企画課課長補佐 今の坂田委員の御発言のところで、Q&A、加工-281の添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示、これが優良誤認かどうかという御発言だったと思いますけれども、ここは資料の2ページの表示禁止事項、下の方に第9条で示していまして、添加物を使用した食品に「無添加」と表示することは、表示禁止事項第2号の、食品表示基準第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語。つまり、

第3条の中では、添加物、アレルギー、原材料という必要な義務事項を課していますけれ ども、その中で添加物を使用した場合は、使用した添加物を表示してくださいとあります。

その使用していることに対して「無添加」と表示することは、第3条の規定によって表示すべき事項の内容と矛盾する用語になりますので、優良誤認ではなくて、加工-281のQ&Aの解釈は、こちらの第2号に該当するものです。ここだけ補足させていただきます。

- ○森田委員 済みません、よろしければ。
- ○西島座長 司会の不手際で、3時までですので、時間がちょっと無くなってきましたので、今の関連意見でしたら、どうぞ。
- ○森田委員 今の関連で、一通り、皆さんが意見を言われた方がいいのかなと思ったので、 意見を申し述べます。

第9条の事由に入れるのかどうかということですけれども、私もそこまですることは、他の事項と比べると公平感がないというか、ちょっと慎重であるべきだと思います。なぜならば、添加物を「無添加」、「不使用」という表示が優良誤認かということですけれども、いろいろな資料でも優良とは書いていないと思います。景品表示法で、今まで「無添加」で優良誤認だという事例が恐らくなかったのではないかと思います。措置命令が出たもので、例えば原産地とか世界一とか、消費者を著しく誤認させるものという事例が、古い法律なので今までもたくさんありますけれども、恐らく「無添加」とか「不使用」に関して誤認させたという措置命令の話は、私の中では記憶にありません。

そもそも「無添加」、「不使用」が優良誤認かということはありますが、消費者に、例えば公正競争規約でも幾つかのところが品質を誤認させるということがあって、そこの点で問題だということだと思います。表示禁止事項ということまでではないのですが、ただし、考え方と示し、ガイドラインという形でどうかということを御提案しているところです。

○西島座長 分かりました。

3時10分まで大丈夫ということなので、まず稲見委員、今までで何か御意見ありましたら。

○稲見委員 15ページにまとめていただいている、どれかの対応がとり得るのかなと考えております。一番上から下に行くに従ってだんだん緩くなっていきますよという御説明がありましたけれども、一番上の規制というところで対応となった場合、ここに監視の実行性という形でいろいろ書いていただいておりますが、どういった場合に違反になるのかというところをしっかり通知なりで示していただきたいと考えています。というのも、違反という形になれば、指示、公表、罰則という形で私どもも対応していかなければなりませんので、ケースや自治体間で判断にばらつきがないように、ぜひその辺については御検討いただきたいと思います。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

有田委員、どうぞ。

○有田委員 有田です。

コーデックスがガイドラインを作っていますので、私はガイドラインで対応していただくことがよろしいのではないかという考えです。

- ○西島座長 木村室長、よろしくお願いします。
- ○食品表示対策室長 1点だけ、森田委員の関係で補足させていただきます。

景品表示法の優良誤認の関係ですけれども、措置命令は過去2件ございます。ただし、 内容につきましては、添加物を使用しているにもかかわらず、「無添加」という表示をし ていた。これは、ウェブサイトなりカタログの表示内容ですけれども、その2点がありま したので、御連絡だけ。

- ○西島座長 中垣委員、どうぞ。
- 〇中垣委員 それを優良誤認と整理されたのですか。先ほどの髙橋補佐の御説明は、それは食品表示基準第9条第1項第2号で読むのだ、優良誤認ではないと説明されたと思いますが。
- ○食品表示対策室長 景品表示法で、ということです。先ほどの髙橋補佐の説明は食品表示法ではということですので、その点を御理解いただきたいと思います。
- ○中垣委員 ありがとうございました。
- 〇西島座長 上田委員。
- ○上田委員 例えば単なる「無添加」と書いてある場合です。本当に使っていないかどうか調べるのは、サンプルを分析しても恐らく難しいということはあるにしろ、単なる「無添加」だと対象が何だか分からないわけで、ガイドラインの中で禁止事項にする手段もあるかもしれませんけれども、食品表示基準中で禁止にできるのではないか。要するに、「無添加」としか書いていない、対象がどこにも書いていない場合は禁止できるのではという意見です。
- ○西島座長 他に意見が無ければ。ありがとうございました。

それでは、本日は時間の関係でここまでにしたいと思うのですが、事務局の方から一言 コメントがあれば、発言をお願いします。

○食品表示企画課長 皆さん、いろいろな御意見ありがとうございました。

本日の議論について、事務局として受けた印象ですが、中身についてはいろいろな議論があったものの、我々が提示した今後「無添加」等の表示について取り得る手段といった意味では、皆さん、ガイドラインの策定やQ&Aの見直し等といった通知ということで、意見が集約されつつあるということで受けとめておりますがいかがでしょうか。

- ○西島座長 ということでよろしいですか。 武石委員、どうぞ。
- ○武石委員 そこだけ集約されるのは、ちょっといかがなものかと思うのですが、ガイド ラインについて考えを述べよと言われれば、ガイドラインの位置付けが非常に不明確だと

思っています。食品表示法上で、食品表示法と食品表示基準、その下に次長通知があって Q&Aがある。既にこれだけの法律以外のガイドライン的なものがある中で、また別途、ガイドラインを定めることの意味合いとか、次長通知で書けないのか、Q&Aの整理で済まないのかといった辺については、もっと慎重に議論する必要があると思います。

○西島座長 ありがとうございます。

上田委員、どうぞ。

○上田委員 上田です。

済みません、先ほど言いそびれました。後々のこともあるので、結論はどうであれ、例 えば第9条の禁止事項にしない、できないと判断した場合、できない理由をしっかり整理 しておく必要があると思います。

- ○西島座長 どうぞ。
- ○坂田委員 坂田です。結局、食品表示基準第9条をどう運用するかという話だと思うのですけれども、私は上田委員が出された、誤認につながる「無添加」、「不使用」表示を、食品表示基準第9条とそごがないかどうか、一つ一つ自分なりに見たつもりではあります。なので、これについてそごがあるということであれば、どう違うのかということを教えていただければと思います。お願いします。
- ○西島座長 他にありませんか。

それでは、進めさせていただきます。今後、本検討会の報告書を作成、書きぶりを検討するに当たっては、細かな点で議論すべき点も生じると思いますので、今回は大きな方向性だけを合意いただき、今回の議事録を見て、まだ不足があれば、各委員、意見集約の機会までに意見書を提出していただければと思います。

委員の皆様におかれましては、本日も活発な御意見をいただき、ありがとうございました。

その他、皆様から何かなければ、これで事務連絡等を事務局からお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 次回の日程ですけれども、第6回の日程につきましては、11月1日の13時からとなっております。開催場所につきましては、この会場ではなく、消費者庁が入っております中央合同庁舎4号館の2階共用220会議室になります。

以上です。

○西島座長 次回も引き続き、各委員におかれましては活発な御議論をお願いいたします。 それでは、以上で本日の議事は終了いたしましたので、第5回検討会を閉会させていた だきます。

ありがとうございました。